

公益財団法人赤澤記念財団
2027(令和9)年度 奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人赤澤記念財団（以下「財団」という。）は、大学等へ入学を希望する意欲・能力の高い高校生に対し下記の奨学援助を行うことにより社会に有用な人材を育成し、香川県内の教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的としています。

1号奨学金： 県内の児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親家庭、ファミリーホーム及び自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）で生活中及び県内の児童養護施設等を退所して別の場所で生活しながら、大学、短期大学、専門学校等へ進学をする生徒に対し奨学援助を行う。

2号奨学金： 県内の高等学校に在籍する3年生又は県内の高等学校を卒業後1年以内の者で大学へ進学する者及び高等専門学校5年生又は卒業後1年以内の者であって、大学進学、大学編入、高専専攻科進学を目指している者で意欲・能力の高い生徒に対し奨学援助を行う。

2. 特 徴

- (1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職等進路については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併用が可能です。

3. 奨学生の応募資格

- (1) 1号奨学金：以下の各号のいずれにも該当する生徒とします。
 - ① 県内の児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホームに措置されている者又は自立援助ホームに委託されている者（1年以内に県内の高等学校を卒業し、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホームへの措置又は自立援助ホームへの委託を解除された者を含む）
 - ② 大学、短期大学、専門学校等へ進学する予定の者
 - ③ 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホームの施設長又は学校長が推薦する者
 - ④ 成績要件：高校1～2年(高等専門学校生は、1年～4年)の成績の評定平均が3.5以上の生徒、卒業生については、高校1～3年(高等専門学校生は、1年～5年)の成績の評定平均が3.5以上の者
- (2) 2号奨学金：以下の各号のいずれにも該当する生徒とします。
 - ① 県内の高等学校に在籍する3年生又は卒業後1年以内の者及び高等専門学校5年生又は卒業後1年以内の者であって、大学進学、大学編入、高専専攻科進学を予定している者
 - ② 大学、大学編入、高専専攻科へ進学する予定の者
 - ③ 学校長が推薦する者
 - ④ 成績要件：高校1～2年(高等専門学校生は、1年～4年)の成績の評定平均が3.5以上の生徒、卒業生については、高校1～3年(高等専門学校生は、1年～5年)の成績の評定平均が3.5以上の者
 - ⑤ 収入要件：世帯合計年収600万円未満(自営業は、400万円未満)
※各施設、高校からの応募者は、卒業生を含めて5名以内とします。

4. 採用人数

2027(令和9)年度15名程度 (1) 1号奨学金 若干名 (2) 2号奨学金 10名程度

※補欠として数名の採用し、奨学生から辞退があった場合にのみ採用されます。

5. 奨学金の額と給付の方法

(1) 給付金額・・・月額 8万円 (年間96万円)

(2) 給付の期間

① 1号奨学金

大学進学者	4年間、なお、医学部、歯学部、薬学部(薬剤師養成課程6年)、獣医学部については、6年間
短期大学進学者	2年間
専門学校進学者	各校の修業年限(4年間を限度とする)

② 2号奨学金・・・4年間、なお、医学部、歯学部、薬学部(薬剤師養成課程6年)、獣医学部については、6年間、又は2年間(高専生)など、正規の最短修業年限

(3) 給付の方法・・・奨学金は、5月、9月、1月の4カ月毎の月末に交付するものとします。(本人名義の銀行等の預金口座に入金します。)

6. 奨学金の休止又は廃止事由

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき
- (2) 留年したとき ※
- (3) 退学したとき
- (4) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (5) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (6) 奨学金を必要としなくなったとき
- (7) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

※ 留年したときに奨学金を休止しますが、留年後に進級したときは奨学金の給付を再開します。

7. 手 続

(1) 必要書類

① 願書(所定の様式による※)は、黒色ボールペン手書きでお願いします。

② 写真(縦4cm×横3cm裏面に氏名記名の上①の願書に添付)

③ 成績証明書 卒業生については評定平均を記載した調査書(施設、学校の所定の様式で可) ※1号奨学金、2号奨学金どちらも提出が必要です。

④ 収入を証明する資料※2号奨学金のみ提出が必要です。

※年収欄には、令和7年分の源泉徴収票、確定申告書(青色申告決算書を添付のこと)、年金通知書、市町発行の所得課税証明書等の写しを添付する。(年収欄には、源泉徴収票の「支払金額」、所得課税証明書の「給与収入、公的年金収入」、自営業等の方は確定申告書の「所得金額合計」を記載のこと。) なお、児童扶養手当、生活保護費収入も含め、同居者で父母及び父母以外であっても、生計を支えている者全員について記入してください。

⑤ 同居している世帯全員記載の住民票謄本又は住民票記載事項証明書。なお、扶養家族で同居していない大学生等で住民票を移している人は転居先の住民票を添付のこと。

(マイナンバーの記載が無いもの)

※2号奨学金のみ提出が必要です。

⑥ 学校長又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホームの施設長の推薦書（当財団所定の様式による※）

⑦ 作文：テーマ「10年後の私」400字詰め原稿用紙2枚以内

※願書、推薦書、作文用紙は、当財団の下記ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.teikoku.co.jp/akazawamemorial/>)

(2) 提出方法

下記提出先に卒業生分を含めて必ず、施設、学校で取りまとめて応募してください。申請者ご本人からの直接の問い合わせ、応募は受け付けておりません。郵送または持参してください。

(3) 募集期間

2026(令和8)年7月1日(水)～2026(令和8)年8月28日(金)17時限り

(4) 提出先（連絡先）

〒769-2695

香川県東かがわ市三本松 567 番地 帝國製菓株式会社内

公益財団法人赤澤記念財団 事務局

(電話番号) 0879-25-2050 (FAX) 0879-24-1555

※当財団ホームページの「奨学金給付事業」の中の「奨学金応募に関するよくあるQ&A」も参考にしてください。

8. 奨学生の決定

(1) 学業優秀と認められる者、学費の支弁が困難と認められる者、心身ともに優れている者を当財団の選考委員会で選考（1号奨学生は面接を実施する）を行い理事長が最終決定します。可否の通知は、10月上旬を目途に施設、学校宛に通知します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表しません。

9. 奨学生の義務

(1) 奨学生は、当財団が主催する奨学生決定証書授与式及び奨学生交流会を実施した場合には、必ず出席するものとします。欠席の場合は、奨学金停止の措置もあり得ます。

※奨学生決定証書授与式及び奨学生交流会に出席する場合は、交通費などの実費相当額を支給します。

(2) 奨学生には、所定の時期までに、大学の在学証明書（進級した学年の在学証明書）、学業成績証明書、生活状況報告書を、財団へ提出してもらいます。2月中旬に奨学生に対して当財団から提出書類の通知文書を送付します。

10. その他

(1) 応募書類は、返却いたしません。

(2) 募集要項に記載された内容以外は、当財団の奨学金給付規程の定めによります。

11. 個人情報に関する取り組み

(1) ご提供いただいた個人情報は、当財団において奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他財団の目的を達成するために必要な範囲内で利用させていただきます。

(2) ご提供いただいた個人情報に関するご確認、ご質問、変更等は、前記の7.(4)へお問い合わせください。